

## 西上浦村政初期の予算書から

野々下 晃

(会員・佐伯市啼干)

過日本誌編集部代表の林寅喜氏より、左記文書綴を恵与された。市内向島町、某家の襖の下張りに使われていたという。

明治二十六年三月二十日、当時の西上浦村長土屋碩太郎が、村会の議決を得るため提出したもので、

- ・ 明治廿五年度歳入出総計予算書
  - ・ 明治廿五年度歳入出追加予算表
  - ・ 明治廿六年度歳入出予算表
  - ・ 商業税配布 □□□□
- 等が綴られている。

(一) 西上浦地域形成過程についての考察

明治四十年末現在で調整されたと察せられる「西上浦村要覧」の中に、村の沿革について次の様に載っている。

「藩制時代二ハ狩生、啼干、古江、風無、内ノ浦等二

各里正ヲ置キシガ、維新後明治五年大小区ヲ置キ、第四大区二十五小区ニ編入セラレテ区長ヲ置キシガ、明治十二年区制ヲ廢シ、狩生、護江、二栄ノ三村二分割シテ各戸長ヲ置キ、明治二十二年自治制ヲ布カレ、従前ノ村ヲ各大字トナシ、西上浦村ト改称シ現在ニ至ルと。

これは平成四年西上浦区「アカデミア」の会が、「西上浦村の沿革と各集落の歩み」を編集刊行した際、西上浦六代村長石谷捨藏家より提出された資料であつて、その来歴から察しても、村の正史的な文書と思う。

しかし、明治二年の版籍奉還期から、明治二十二年村制施行に至る、維新激動期の行政機構の変遷を、僅か数行に要約している故か、いくつかの誤解を伴う用語が指摘される。

文中の二、三について例示すれば、藩制時代とあるのは、版籍奉還後において改革せられた藩制を指し、里正とは、明治二年頃から同五年頃までに置かれた、後年の伍長、今の区長に当たる役職の称である。

また、大小区とは、明治政府が戸籍の編成を目的として、明治五年全国一律に布いた行政区画を指し、第四大

区二十五小区は、狩生村(狩生・車・中河原・小福良)戸穴村、海崎村、等、幕藩体制下にあつては所謂在と称された三ヶ村によって編成され、二栄浦(古江・晞干)護江浦(風無・宮ノ内・指夫)は浦と称されていた。最勝海浦、津井浦、浅海井浦、霞ヶ浦と共に、十八小区に編入せられ、二栄浦の古江には、区都として用務所が置かれていた。

村制移行後には役場が置かれて、村都となつた狩生村を中心と描写すると、この文書(要覽)の様な表現になるのであるうか。

次に明治十二年区制を廢し、「狩生、護江、二栄三村ヲ分割シ」云々とある。素読するとこれ等三村浦が、これまで同一区内にあつた様に解せられるが、これは同年郡町村制施行に伴い、狩生村は二十五小区より、また、二栄浦、護江浦は十八小区よりそれぞれ分割され、各々独立した村域を形成し、各戸長が置かれた意を指す。

次に「明治十七年三村ヲ聯合シテ官選戸長ヲ置キ」云々とあるのは、自治制移行準備期間として、戸長役場の所轄区域が制定され、これまで在浦別に編成されていた行政区画を、はじめて地域的に編成することになつて、

狩生村、二栄浦、護江浦は、一つの行政区画を形成した意を指している。

かねてより、旧本村域の形成期をこの時と推定していたが、本村の出自をこの時期に求めると、村は昭和十六年四月佐伯市合併まで、約五十七年間の命脈を保ち、旧村域を形成した九つの集落は、今に至るも西上浦地区として、その後裔的意識を持続している。

(二)本議案の提出者、村長土屋碩太郎について

沖鶴尋常小学校沿革誌には、その冒頭に学校管理者として、次の様な校区歴代の戸長・村長名簿が掲げられている。

この名簿によると、初代管理者は戸長石田弥平とあり、その任期は自明治十五年一月、至明治十七年八月とある。省みるとこの期は明治十二年に制定された、郡町村制下の所謂狭域戸長制下の戸長であつて、二栄浦、狩生村、護江浦は独立した行政区画を形成し、各村浦には戸長が任命されていた。この事情から考えると、石田弥平は右三村浦の戸長の中から、学校創立責任者として、指名された戸長であつたと察せられる。なお、右三村浦はこの時期に、すでに明治十七年に戸長役場の所轄区域として、

制定される区域を校区として形成していたことになる。

二代目管理者は戸長浅田健十郎とあり、その任期は自明治十七年九月、至明治十九年一月とある。

明治十七年五月、戸長役場の所轄区域が制定され、二栄浦、狩生村、護江浦は、正規に一つの行政区に編入された。浅田健十郎はその初代戸長である。旧藩士（御目見格）の中でも優秀な学識者で、練達の官僚としてこの期における戸長役場の主要事務を、自治行政移行の準備期間として、その基礎となる左の業務に全力を注いだ。

(1) 戸口の調査によって、戸籍簿、学令簿、選挙人名簿の作成

(2) 土地調査によって、土地台帳、字図、名寄帳の作成  
三代目管理者は関太平とあり、その任期は自明治十九年二月、至明治二十三年四月とある。

但し、この任期については別に挙げる理由により、明治二十二年三月まで程度が正しいのではないか、学校沿革誌筆者の誤認と思う。関は広域戸長制下の二代目で、前任者の浅田戸長と同じく、旧藩士の中でも有能な官僚として、主要な事務は前任者から引き継がれたものと認められる。

四代目管理者は村長土屋碩太郎とあり、その任期は自明治二十三年五月、至明治二十六年十月とある。

しかしこの任期については、学校沿革誌筆者の誤記であって、これを立証するには左の二つの資料が挙げられる。

(1) 明治二十二年四月二十八日施行された、西上浦村々会議員名簿の日付

(2) 明治二十二年八月日付の古江伍長、神田忠作より、西上浦村長土屋碩太郎宛の公文書

右の二つの資料中明治二十二年四月二十八日には、村会議員選挙が施行されている事情から推察して、前任者関戸長が戸長として、明治二十三年四月まで学校管理者としての留任はあり得ない。これを津井小学校沿革誌記述の例に照らしても、

(1) 明治十九年四月より明治二十二年七月まで、佐伯町伊藤廉藏戸長となり管理す。

(2) 明治二十二年七月より明治二十五年九月まで、村長伊藤廉藏氏管理せらる。

備考 明治二十二年町村制実施の筈なるも、当村は整

備の都合により七月より施行せられ、三村を合併

して新たに東上浦の名称を付し、伊藤廉藏氏公選によりて東上浦村長となり管理せらる。

とある。従つて、土屋碩太郎は明治二十二年八月以前に、公選によつて西上浦村の村長に選任されていたと推定される。

沿革誌はその出身について詳らかにしていないが、この人が前任者関太平戸長と同様、佐伯町旧藩士の出で優れた役人であつたことは、その課せられた業務が、草創期村政の基礎作りにあつた経緯から察しがつく。

(三)西上浦村会について

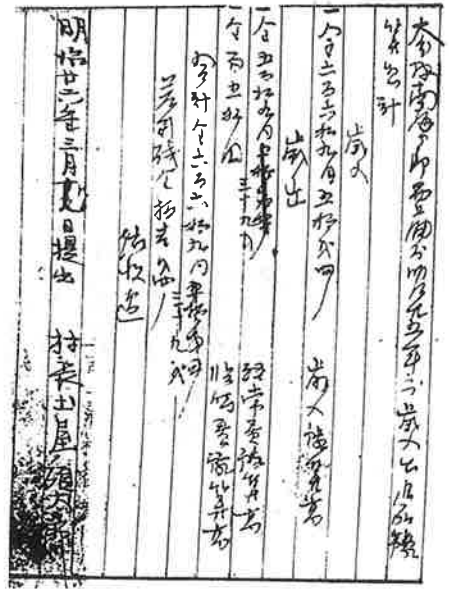
西上浦役場に伝わつていた明治二十二年以降の村会議員名簿によると、自治制下第一回目の選挙が、明治二十二年四月二十八日に施行され、当選した議員は一級六人、二級六人の合計十二人とある。一級、二級の資格については全くふれておらず、任期は共に三年とある。また、議長、副議長の表示もない。

この記録から推測すると、明治二十六年三月二十二日に、土屋碩太郎村長が提出した議案を審議したのは、明治二十五年四月三十日に施行された選挙によつて当選した、一級六人二級六人合計十二人の議員によつて、構成

された村会であつたと推定される。

(四)予算書綴について

明治二十六年は西暦一八九三年で、今から百三年前に当たる。この書類綴中前半はその筆蹟から、土屋村長自ら認めた文書と推定されるが、後半はその時期村助役を勤め、後に二代目村長に選任された古江出身の石田鶴蔵の筆蹟と認定される。また、土屋村長の任期自明治二十二年八月、至明治二十六年十月より逆算すると、本議案書は同村長が一期三ヶ年の任期を経て、二期目初年度の



歳出		経常		附記	
科	前年度残高	本年取引	本年取引		
立込	八百四十	八百四十	八百四十		
才頂	九拾	九拾	九拾		
一	九拾	九拾	九拾		
二	九拾	九拾	九拾		
三	九拾	九拾	九拾		
四	九拾	九拾	九拾		
五	九拾	九拾	九拾		
六	九拾	九拾	九拾		
七	九拾	九拾	九拾		
八	九拾	九拾	九拾		
九	九拾	九拾	九拾		
十	九拾	九拾	九拾		
十一	九拾	九拾	九拾		
十二	九拾	九拾	九拾		
十三	九拾	九拾	九拾		
十四	九拾	九拾	九拾		
十五	九拾	九拾	九拾		
十六	九拾	九拾	九拾		
十七	九拾	九拾	九拾		
十八	九拾	九拾	九拾		
十九	九拾	九拾	九拾		
二十	九拾	九拾	九拾		
二十一	九拾	九拾	九拾		
二十二	九拾	九拾	九拾		
二十三	九拾	九拾	九拾		
二十四	九拾	九拾	九拾		
二十五	九拾	九拾	九拾		
二十六	九拾	九拾	九拾		
二十七	九拾	九拾	九拾		
二十八	九拾	九拾	九拾		
二十九	九拾	九拾	九拾		
三十	九拾	九拾	九拾		

予算書類と推定されるのではないか。

明治二十五年度は追加を含めて

歳入六百六十九円五十銭四厘

歳出六百六十九円三十九銭

差引十一銭四厘徴収過とある。

小なりと雖も、一村の年間経費が今の五百円硬貨一枚

と、百円硬貨一枚余で賄われている。また、

明治二十六年度予算表中経常費の中に、

村長年俸九十円

級	税率	税	家	人
一	二	二	二	二
二	二	二	二	二
三	二	二	二	二
四	二	二	二	二
五	二	二	二	二
六	二	二	二	二
七	二	二	二	二
八	二	二	二	二
九	二	二	二	二
十	二	二	二	二
十一	二	二	二	二
十二	二	二	二	二
十三	二	二	二	二
十四	二	二	二	二
十五	二	二	二	二
十六	二	二	二	二
十七	二	二	二	二
十八	二	二	二	二
十九	二	二	二	二
二十	二	二	二	二
二十一	二	二	二	二
二十二	二	二	二	二
二十三	二	二	二	二
二十四	二	二	二	二
二十五	二	二	二	二
二十六	二	二	二	二
二十七	二	二	二	二
二十八	二	二	二	二
二十九	二	二	二	二
三十	二	二	二	二

収入役年俸六十円とあるのが、特に注目される。

今の町村長の年俸を六百万円と仮定すると、その倍率は六万六千余倍となる。まさに天文学的数字と評されるのではないか。

最後に商業税について税率、税額、人名表が綴られているが、課せられた人員は五十人、税率十二等級・税額合計五十円とある。当時の村域の戸数五百二十余戸の中に、商業を営む者が五十人もいたのであろうか。また、税を課せられた商業とは如何なる業態を指したのか。

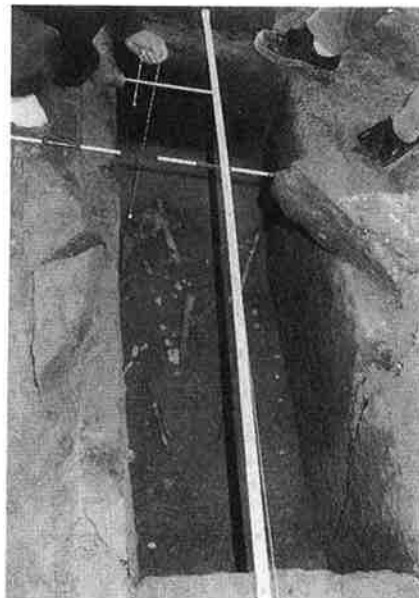
今西上浦校区内にそれと数えられる家は何戸あるか。このような経緯からこの資料は、当時の交通事情、社会組

## 古墳発見!!

佐伯市樫野で農免道路建設工事現場から古墳が発見されました。大きさは縦百五十八センチ横五十八センチ深さ六十センチで、厚さ十二、三センチの凝灰岩で囲ま



織等の考察の資料としても貴重である。



れており、内側には朱が塗られ、五世紀前半頃のものと見られています。

中からは三体の人骨片と鉄製の大刀二本、鉄剣二本、鉄鏃十五、六本、刀子(小刀)一本が発掘されたと言います。「樫野古墳」と命名されたそうです。